

長崎県公立大学法人中期計画推進本部規程

〔平成17年8月11日〕
規 程 第 4 2 号

改正 平成20年4月1日規程第56号
改正 令和元年12月6日規程第3号
改正 令和元年12月6日規程第4号
改正 令和4年3月10日規程第5号
改正 令和5年2月17日規程第6号
改正 令和5年12月11日規程第27号
改正 令和7年12月2日規程第37号

（設置）

第1条 長崎県公立大学法人（以下「法人」という。）に、長崎県公立大学法人中期計画推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

（目的及び業務）

第2条 推進本部は、長崎県知事が定め法人に指示する中期目標を達成することを目的として、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 中期計画の策定及び変更並びに点検・評価に関すること
- (2) 中期計画の推進に関すること
- (3) その他、中期計画に関すること

一部改正〔令和4年規程第5号、令和5年規程第27号〕

（組織）

第3条 推進本部は次の各号に掲げる者（以下「推進本部員」という。）で組織する。

- (1) 学長
- (2) 副学長
- (3) 学部長
- (4) 研究科長
- (5) 専攻長
- (6) 各校附属図書館長
- (7) 学科長
- (8) 国際交流研究センター長
- (9) 地域連携センター長
- (10) 教育開発センター長
- (11) NAGASAKI セキュリティベース研究所長
- (12) 大学事務局長
- (13) シーボルト校事務局長
- (14) 学生支援部長
- (15) 佐世保校及びシーボルト校の企画担当課長
- (16) 前各号に掲げる者のほか、教員の中から学長が指名した者

2 前項第16号の推進本部員の任期は2年とする。但し、再任を妨げないものとする。

一部改正〔平成20年規程第56号、令和元年規程第3号、令和元年規程第4号、令和5年規程第6号〕

(本部長)

第4条 推進本部に本部長を置き、学長をもって充てる。

2 本部長は、あらかじめ指名した推進本部員に、その職務を代理させることができる。

一部改正 [令和元年規程第3号]

(議事)

第5条 推進本部は、本部長が招集し、その議長となる。

2 推進本部は、推進本部員の過半数が出席しなければ成立しない。

3 推進本部の議事は、出席推進本部員の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

追加 [令和元年規程第3号]

(意見の聴取)

第6条 本部長は、必要ある時は関係する教職員等を推進本部に出席させ、意見を聴取することができる。

一部改正 [令和7年規程第37号]

(報告)

第7条 本部長は、必要に応じて、推進本部の審議内容等について理事長に報告し、指示を受けるものとする。

(ワーキンググループの設置)

第8条 推進本部は、第2条の目的を達するため、必要に応じてワーキンググループ（以下「WG」という。）を設置することができる。

2 WGの構成員は、別に定めるものとする。

3 WGでの検討事項については、推進本部に報告するものとする。

一部改正 [平成20年規程第56号、令和4年規程第5号]

(事務)

第9条 推進本部の事務は、法人事務局企画広報課において行う。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、推進本部が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成17年8月11日から施行する。

2 この規程制定後最初の第3条第1項第3号にかかる推進本部委員の任期は、同条第2項前段の規定にかかわらず平成18年3月31日までとする。

附 則（平成20年4月1日規程第56号）

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（令和元年12月6日規程第3号）

この規程は、令和元年12月6日から施行する。

附 則（令和元年12月6日規程第4号）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月10日規程第5号）
この規程は、令和4年3月10日から施行する。

附 則（令和5年2月17日規程第6号）
この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年12月11日規程第27号）
この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和7年12月2日規程第37号）
この規程は、令和8年4月1日から施行する。